ord of experience of offering equivalent or superior service to the case of this bid notice ; ⑹The time and place of application for the qualification of ⑹ shall be in the manner of application for single qualification for every ministry and agency ; and ⑹ have not received suspension of designated contractor status from the Supreme Court at the time of the opening of bids

⑺ Time-limit for bid : 5 : 00 p.m., October 20, 2023

⑻ Contact point for the notice : TAMAGAKI and YOSHIMINE, Supplies Section, Financial Division, Secretariat, Mito District Court, 1―1―38 Omachi, Mito-shi, Ibaraki 310―0062, Japan, TEL 029―224―8147

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年８月25日

独立行政法人国際協力機構

契約担当役　理事　井倉　義伸

◎調達機関番号　567　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量　コンピュータシステム運用等業務、一式

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。

⑷　履行期間　令和５年11月中旬から令和11年５月31日まで

⑸　納入場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、入札説明書で示した技術提案書を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする）をもって、落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第８号）第４条に該当しない者であること。

⑵　令和04・05・06年度全省庁統一資格有する者であること。

⑶　先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断されないこと。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札関連書類の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒102―8012 東京都千代田区二番町５番地25　二番町センタービル１階　調達・派遣業務部受付（独立行政法人国際協力機構調達・派遣業務部契約第三課）　電話080―7107―9005

⑵　入札説明書の掲載　入札説明書の掲載先

国際協力機構ホームページ（https://www.jica.go.jp）→「調達情報」→「公告・公示情報」（https://www.jica.go.jp/announce/notice/index.html）→「主として国内対象」から該当する調達項目を選び該当案件をダウンロードしてください。

⑶　入札、開札の日時及び場所

①　日時　令和５年11月２日（木）15時00分

②　場所　独立行政法人国際協力機構（電子入札システムにて実施）

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項

①　この一般競争に参加を希望する者は、参加の意思及び上記2. に掲げる資格を有することを証明するため、契約担当役から競争参加資格の確認を受けなければならない。

②　入札説明書に基づく総合評価のための技術提案書を入札説明書に示した期限内に契約担当役に提出しなければならない。

③　開札日の前日までの間において、契約担当役等から技術提案書に関し説明を求められた場合にはそれに応じなければならない。

④　入札説明書において明らかにした技術等の要求要件のうち最低限の要求要件を全て満たしていると契約担当役が認めた者のみ、入札日において封印した入札書を提出することができる。

⑷　落札者の決定方法　総合評価落札方式。当該入札者の入札価格が独立行政法人国際協力機構会計規程第25条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札者の技術等の各評価項目の得点の合計に入札価格の得点を加えて得た数値が最も高い者で有効な入札を行った者を落札者とする。

⑸　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他、技術提案書において最低限の要求要件を満たしていないと契約担当役が判断した者の提出した入札書は無効とする。

⑹　手続における交渉の有無　無

⑺　契約書作成の要否　要。

⑻　関連規程については、「独立行政法人国際協力機構法令・規程集」（https://www.jica.go.jp/joureikun/index.htm）にて閲覧可能。

⑼　その他、詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshinobu Ikura, Vice President (in charge of finance and accounting) of the Japan International Cooperation Agency (JICA)

⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be procured : Configuration, Management and Operation for JICA IT Infrastructure including Support Desk, 1 Set

⑷　Contract period : from the middle November, 2023 to the May 31, 2029

⑸　Fulfillment Place : As shown in the tendering documentation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tenders are those who shall :

①　not fall under article 4 of JICA contract management regulations promulgated on 2003.

②　have the official status in terms of the Single qualification for every ministry and agency in the fiscal years 2022, 2023 and 2024.

③　have no conflict of interest with prior work.

⑺　Time for Tender : November 2, 2023 at 15 : 00

⑻　Contact point for tendering documentation : Contract Management Division 3, Operations Support Department, Japan International Cooperation Agency (JICA), 5―25 Niban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―8012 Japan. Tel. 03―5226―6609

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年８月25日

独立行政法人日本スポーツ振興センター

契約担当役　理事長　芦立　　訓

◎調達機関番号　576　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量　競技者ID管理共通プラットフォームの仮想化基盤の更改　一式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　履行期限　令和６年３月22日

⑸　履行場所　入札説明書による。

2　入札方法

入札金額は、総価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3　競争参加資格

⑴　独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程（平成15年度規程第49号）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第２条中、特別の理由がある場合に該当する。